

石崎石油プリカ利用約款

第1条（本約款の趣旨）

本利用約款（以下「本約款」といいます）は石崎石油株式会社（以下「当社」といいます）が発行する以下に定義した石崎石油プリカ（以下「本カード」といいます）のご利用について規定するもので、本カードの所持者（以下「お客様」といいます）は本約款に従ってお取引いただくことにあらかじめ同意するものとします。

第2条（定義）

本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り次の通りとします。

①石崎石油プリカ

当社発行の前払式支払手段である加減算型カードで、貨幣価値情報を電子データに代えて、繰り返し入金（以下「チャージ」といいます）することができ、またチャージされた金額をもって当社指定の店舗において商品等を購入することができる機能を備えたもの（以下「本カード」という）をいいます。

②お客様

本約款の規定全部の内容を理解、同意および承諾した上で、当社（当社から引渡しを受けた第三者を含みます）から本カードの引渡しを受け、現実に本カードを所持される方であって、本約款に規定された利用をされる方をいいます。

③商品等

当社各店にて販売する商品、または当社が提供する役務やサービスなどを総称したものをいいます。

④プリペイドカード取扱店

本カードは当社下記店舗（以下「カード取扱店」といいます）でご利用いただけます。

- ・ スプリット大町 SS
- ・ 大通 SS
- ・ 夕陽ヶ丘 SS

※取扱可能店舗が増えた場合、各店舗やホームページでお知らせを行います。

⑤バリュー

お客様が商品の給付を当社に請求する上で必要となる流通貨幣に相当する価値をいいます。なお、本カードの最終ご利用日現在における当該本カードのバリュー残余数量を以下「残高」といいます。

⑥商品等購入による利用

商品等の給付を受けるために必要な残高を有する本カードをカード取扱店で利用することにより商品等の給付を請求し、かつ当該商品等の給付を受ける行為の総称をいいます。

⑦入金

商品等の給付を請求するために必要な残高を有しているか否かを問わず、本カードについて、本約款に規定する金額をカード取扱店に対して支払うこと、または、その他の当社が指定する方法により、本カードの残高を増加させる行為をいいます。

⑧残高照会

本カードをカード取扱店に提示することにより、またはその他の当社が指定する方法により、当該本カードのバリューの残高を確認する行為をいいます。

⑨ご利用

本カードへのチャージ、および本カードの残高利用による商品等購入の行為を総称して「ご利用」といいます。

第3条（カードの発行）

当社は、カード取扱店において本カードを発行するものとし、お客様は、発行手数料として200円（税別）を支払うことにより、本カードの交付を受けることができます。

また、本カード1枚に対し、車両への給油ご利用は、お客様本人の1台のみとします。

第4条（本カードを利用できる方）

以下のいずれかに該当する方は、本カードの交付または利用はできません。

①18歳未満の個人

②反社会的勢力（第20条（反社会的勢力の排除について）の第1項各号に定める者）に該当する方

③自己で購入（ポイント交換等対価を伴うケースを含む）していない本カードを利用する方

④データ通信専用の電話番号など当社からの電話連絡が不能な電話番号が登録状態にある方

2. 前項に該当することが判明した場合、当社はその者が所有する本カードを利用停止することができ、そのことで損害が生じた場合でも当社は一切の責任を負わないものとします。

第5条（本カードのご利用）

お客様は、カード取扱店においてのみ本カードが利用できます。

但し、商品等の特性により、物価変動等に応じた最低利用金額を設ける場合があります。

2. 本カードで利用できる上限額は第6条第4項で定めた蓄積できる上限額までとします。

第6条（チャージの方法）

本カードへのチャージは、カード取扱店にて承ります。

2. お客様は現金もしくは当社が指定する支払い方法により、本カードへチャージすることができます。

3. 本カード1枚の1回あたりのチャージは、1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円、20,000円、30,000円のうちから金額を選択します。

4. 本カードへ蓄積できる上限額は、本カード1枚につき50,000円とします。

第7条（利用の方法）

本カードにて商品等をご購入される場合には、当社指定機器にて本カードをご利用頂くか、カード取扱店内のレジにて本カードをお渡しいただくものとし、本カードにチャージされた残高から商品等購入合計額を差し引くことにより、金銭にてお支払いされた場合と同様の効果が生じます。

2. お渡しいただいた本カードの残高が商品等の購入合計額に満たない場合は、改めて本カードにチャージいただくか、または不足分を現金もしくは当社が指定する支払い方法に

よりお支払いをいただきます。

3. お客様は前項第1項、2項に定める処理の後において、本カードにより利用された数量、および当該利用後の当該本カードの残高を表示したレシートまたは明細書その他の当社が指定する書面（以下、単に「レシート」といいます）をカード取扱店から受け取るものとし、かつ当該レシートに記載された事項に過誤がないことを確認するものとし、なお、この場合、当該レシートの受取時にお客様から特段の申し出がないかぎり、お客様が当該記載された事項に過誤がないことを確認したものとみなします。

第8条（残高照会の方法）

お客様は、前条に規定するレシートによる残高照会のほか、カード取扱店において本カードを提示していただくことにより、本カードの残高を照会できます。

2. 前項のほか、お客様は当社の指定するウェブサイトにて残高を確認できます。この場合、本カード裏面に記載された16桁のカード番号と6桁のPIN番号が必要となります。

3. 当社の指定するウェブサイトにおいては、残高の他ご利用の履歴も確認が可能です。但し、システムの都合上、ウェブサイト上で表示することができる履歴内容、履歴件数は当社が決定しています。

第9条（換金）

「資金決済に関する法律」第20条第2項に基づき、本カード自体または本カード残高の換金、返金および払い戻し等はいたしません。

2. 前項の規定に関わらず、お客様都合でカード残高の払い戻しを求められる場合は、運転免許証の提示などお客様自身の身元が確認できる場合に限り、カード残高から当社所定の手数料2,000円（税別）を控除した金額を、銀行振込にて後日入金いたします。

※ポイント・値引き特典などは無効となりますのでご了承ください。

※確認・入金作業に数日かかります。

2. 但し、社会情勢の変化、関係法令等の制定改廃、その他当社の都合により本カードの取扱を全面的に廃止することを当社が決定した場合に限り、お客様は当社に対して本カードの残高の払戻しを求めることができます。この場合、当社所定の方法に従って、お客様より本カードを回収させていただくとともに本カードの残高照会の結果に基づき、払戻しを行います。

第10条（再発行）

本カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、本カード機能の停止、返金、または再発行はいたしません。

2. カードやカード機能を破損することがありますので、本カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。

3. 当社は本カードが毀損され、または、必要な機能が損なわれた場合、その原因がお客様の故意または過失に基づかないことが明らかであり、かつ当該本カード磁気情報または裏面に記載されている特定の番号が判読可能でお客様自身の身元が明らかである場合に限り、当社の判断により、必要な残高を利用する機能を備えた新たな本カードを発行します。その際、当社は新しい本カードと引き換えに、旧本カードの引渡しを求めることができる

ものとしします。

4. お客様が本カードを紛失されるなどその原因がお客様にあり、カードの再発行を希望される場合は、お客様自身の身元が明らかである場合に限り、旧カードの利用停止及び新カードへの残高移行を行います。なお、その手数料として、1,000円（税別）を申し受けません。

第11条（不正な取得・利用等）

次のいずれかに該当するときには、当社は、お客様に本カードのご利用をお断りし、本カード自体を無効扱いとしたうえで、お客様の本カードを当社にお引渡しいたします。

- ①お客様が不正な方法により本カードを取得され、または、お客様が不正な方法により本カードを取得されたことを知っていて使用した場合や使用しようとした場合
- ②本カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合
- ③本約款に違反した場合
- ④その他、本カードの利用が不正であると当社が認める場合

2. 当社は前項の疑いがある場合、調査のため一時的に本カードをお預かりできるものとしします。

3. お客様は第1項の場合においても、払戻しまたは本カードの再発行もしくは交換のいずれも一切請求できません。

第12条（停止措置）

当社は、当社が次のいずれかに該当すると判断した場合、お客様に通知することなく一方的に本カードの利用を停止できるものとしします。当該のお客様は、ウェブサイトのお客様専用ページへのアクセスもできません。なお、利用停止期間による理由でも本カードの有効期限は延長いたしません。

- ①お客様の死亡を確認した場合、または失踪（連絡不能）と判断した場合
- ②お客様が本規約のいずれかに違反した場合
- ③お客様が本サービスの利用に際し必要とされる債務支払いまたは義務の履行を行わなかった場合
- ④お客様が詐欺、その他の不正の手段により本カードを取得した場合、またはその可能性がある場合
- ⑤その他本カードを利用するお客様として当社が不適當であると判断した場合

2. 当社は、前項第3号および第4号の事象が解消したと判断したときは、本カードの利用停止を解除します。利用停止を解除するにあたり、当社が運転免許証等の本人確認用書類の提出を求めた場合、お客様は提出することにあらかじめ同意するものとしします。

3. 第1項に基づき本カードを利用停止した場合においても、当社、お客様に対し、本カードの利用可能残高の払い戻しを行いません。本カードの利用が停止された後においても、当該本カードの保有者は、本規約に基づく義務を履行するものとしします。

第13条（情報管理）

本カードを利用するお客様は、ログインID、ログインパスワード、カード番号、セキュリティコード、有効期限などの情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとしします。

2. お客様は、発行または認証されたログインID、お客様が設定したログインパスワード、その他本サービスの利用にあたって当社より秘密性を有する情報として提供したものと認められるものすべてに関して、第三者に譲渡、売買、担保提供、あるいは利用させる行為をしてはなりません。

3. 専用ページに登録されている情報に変更が発生した場合、直ちに当社所定の届出をするものとします。

4. お客様は、ログインID等が第三者に使用されていること、またはその恐れがあることが判明した場合、直ちに当社所定の方法で届出をするものとします。

第14条（ご利用期限に関する制限）【重要事項】

本カードを最後にご利用あるいは入金いただいた日を起算日として1年間ご利用がない場合、当該本カードの残高は無効となり、当該本カードの残高の有無または多寡にかかわらず、返金等はいたしません。

2. お客様は、前項のご利用期限が到来した本カードに関するご利用および払戻しまたは再発行等の一切の請求権は、ないものとします。

第15条（システム保守・障害等）

本カードに関するシステムの設計、管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に関する管理、その他やむを得ない事情により本カード取扱店の一部または全店において、当社は予告なく本カードのご利用内容の一部またはすべてにつき一時的に停止させていただくことがあります。その際、本カードがご利用いただけないことから不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

第16条（質権等担保権設定の禁止）

お客様は、本カードに質権等の担保の設定を一切することができません。

2. お客様が前項に違反した場合、当社は当該違反から生じるトラブル等に一切関与しないものとし、かつ一切責任を負いません。

第17条（裁判管轄）

本約款に基づくご利用および取引に関してお客様と当社またはカード取扱店との間に紛争が生じた場合、当社の本店を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第18条（個人情報の取扱）

当社は、お客様が登録した情報、本サービスの利用情報等を個人情報として厳重に管理し、次のいずれかに該当する場合の他は、第三者に提供しないものとします。

①あらかじめ、取得方法や提供する目的、提供する個人情報の項目等を通知し、お客様の同意がある場合

②法令等に基づく場合

③人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、お客様の同意を得ることが困難である場合

④公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要があり、お客様同意を得ることが困難である場合

⑤国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行す

ることに対して協力する必要がある、お客様の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

2. 当社は、前項の個人情報を、次に記載する利用目的や顧客に有益と思われる情報提供に利用できるものとします。また、統計資料等に加工して利用できるものとします。

- ①お客様の管理および利用分析・集計のため
- ②宣伝情報の配信等当社の営業・サービス案内のため
- ③各種取引の申込み・問合せの確認・照会または連絡・回答のため
- ④市場調査、商品開発等のため

3. 当社は、お客様の個人情報を預託する場合がありますが、当該個人情報を預託する会社とは機密保持契約を締結し、利用者の個人情報を漏えいしないよう適切な管理を実施します。

4. お客様は、当社が保有するお客様自身の個人情報について、開示を請求できます。開示の結果、その情報が誤っている場合には、訂正または削除を請求することができます。

5. 第1項及び第2項の範囲内で利用者の個人情報を利用、提供している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の当社での利用、提供を中止する措置をとります。その際には当約款末尾の〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

第19条（業務委託）

お客様は当社が必要と認めた場合、本カードプログラム運営の全部または一部を当社の提携会社に委託することを、あらかじめ承諾するものとします。

第20条（反社会的勢力の排除について）

お客様は現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを当社に確約するものとします。

- ①暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
- ②暴力団員（暴力団の構成員）
- ③暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
- ④暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
- ⑤総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
- ⑥社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
- ⑦特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）

⑧その他前各号に準ずる者

2. お客様は、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを当社に確約するものとします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③当社との取引に関して脅迫的な言動をし、もしくは暴力を用いる行為

④風説を流布し偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3. お客様が第1項もしくは第2項に該当する行為をし、または第1項に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社はお客様に通知することなく本サービスの利用を停止、抹消できるものとします。

4. 前項により当社が本サービスの利用を抹消した場合でも、当社は、本カードの残高の返金を行いません。

第21条（本約款の変更）

当社は当社の判断において当約款をお客様に事前に通知することなく変更することができるものとします。

2. 本約款を変更するときには、変更後の約款をカード取扱店の店頭あるいは本社に備え置くものとします。

3. 当社は、前項に基づく本規約の変更内容の告知後、お客様が本サービスを利用した時点で、変更内容を承諾したものとみなします。

施行 平成28年6月11日

改訂 平成30年4月1日

<お問い合わせ先>

《石崎石油プリカ発行元》

石崎石油株式会社

〒090-0020 北海道北見市大通東2-18-1

TEL. 0157-23-4101 (AM8:30~17:30 土日祝・年末年始など休日)